かしわ広報

昭和34年7月25日 発行 第39号

編集発行　千葉県柏市総務課調査係

6月末の人口

柏市の6月末の人口世帯数は次のとおりです

人口　59.345人

世帯数　12531

先月に比較して29世帯61人の増加となつています

面積　73.1平方粁米

市政連絡員制度

意見具申と末端行政の連絡に

▽……戦前（昭和十五年）に内務省訓令によつて強められた町内会、部落会、隣組制度等……△
▽……の姿は、終戦直後の昭和二十二年一月の内務省訓令で廃止となつた。従つて町内会長……△
▽……や部落会長が行つていた行政事務は一切これを市役所で行わなければならないことと……△
▽……なつたが、実際にはその実施が不可能であつたことは過去十二年の実績が物語つたも……△
▽……のである。その間合併前の各町村では、部落長、部落会長、駐在員、行政事務取扱出……△
▽……張員等さまざまな呼名をされた事実は、全国的の共通な悩みであつたものである。……△

去る七月八日招集された町会長会議は、八十九名の町会長のうち六十名の出席を得、主として市の末端行政事務の取扱について、市側からの案を検討した。席上ではいろいろと問題点の議論が行われたが結局同案を了承した。

その結果この制度についての規則を近日中に公布する。同規則の内容を示すと次のとおりである。

1 名称　柏市政連絡員設置規則

2 目的　市民に対する市政の連絡徹底、実情要望の疎通、市政の円滑と市民福祉の増進。

3 連絡員　各町会毎にその区域内住民の総意によつて推薦されたものを市長が委嘱する。

4 連絡補助員　各町会毎に一名で市長が委嘱する。連絡員の補佐役。

5 連絡員に対する委任事項。
(1)広報資料、その他市民に対する連絡事項の伝達
(2)徴税令書の送達
(3)選挙に関する文書の配布
(4)住民登録の申請、その他法令による届出事項の勧奨
(5)簡易な調査資料の調整
(6)その他市長が特に必要と認めた事項

6 会議　必要に応じて市長が招集する。

7 連絡員会議での意見具申　市民組織に繋る市の行政事務に関し、市長に対し実情を開陳し意見を述べることが出来る。

以上規則の制定によつて、過去の町会長に対して委嘱していた事務と内容は変らないが、正式に連絡員として身分（非常勤特別職の職員）を持つこととなつた。

市政連絡員と兼ねて、その多くの人達は町会長として町会独自の職務を行うこととなろうが従来より以上に各町会毎の横の連絡が完うでき、よりよい市民組織の実現を図ることの一石二鳥のねらいとして今后の活躍が大いに期待される。

七月の広報ごよみ

上旬　住民登録励行週間（移転したら必ず届出を
中旬　水を大切にする運動（水に対する衛生知識の普及と水道事業の促進を）
下旬　自然に親しむ運動

サヨナラ市議会

望楼新設、救急車購入等

現市議での最終市議会は、去る七月十六日招集され、別項のとおり九議案を上程　これに対する説明と質問の後十七日の常任委員会の審議を経た上、本会議において全議案を可決した。

提出議案の内容は概略次のとおりである。

第一号　特別職の非常勤職員の給与条例の一部改正（市政連絡員の報酬で均等割一千円と一世帯当り九十円）

第二号　国保条例の一部改正（新たに柏市に転入し被保険の資格を得た者に対し資格取得六ケ月前に発した疾病、負傷等に関しては給付を行わない）

第三号　清掃条例の一部改正（別項参照）

第四号　火災予防条例の一部改正（略）

第五号　工事契約（市庁舎増築工事で指名競争入札により三百六十万円をもつて花形工務店に落札随意契約）

第六号　工事契約（消防署望楼建設工事で消防署敷地内に鉄筋コンクリート建二十五米百九十二万円にて鈴木工務所と契約）

第七号　救急車の購入契約（千葉みずしまKKより百十九万八千円で購入する）

第八号　市有地払下げ処分（略）

第九号　三十四年度一般会計予算追加更正（三十二万余円）

塵芥（ゴミ）処理料金改訂

安く能率的に

現在までの料金は、一かご二十円であつたものを、月決めとし、一般住宅五人まで四十円、十人まで六十円、商店百円、旅館その他百四十円、花屋、八百屋二百円、工場、事務所、病院、官公庁、学校、集団アパート及び十三人以上一人当り五円（八月一日実施）

公民館だより

第十回成人学校開講

成人学校が始まりました。今回は、文部省の実験成人学校として面目を一新し、約五百名が参加するという盛況であります。

開校式を十五日に挙行し十科目に分れて実際の講習が始つておりますが、次の二科目は追加の申込を受付けますので、お知り合いの方々お誘い合せの上御参加下さい

◎家庭園芸　毎週金曜日午後七時より九時まで、くるみ幼稚園

◎教養講座　毎週土曜日午後七時より九時まで　くるみ幼稚園

（内容）子供の心理、青年の心理、地方自治、日本の経済、現代の社会と科学。何れも直接会場へおいでになつて結構です。

文化財の保存調査

皆さんの家に古い文書や道具類、土器などの出土品がありませんか、これらの品は、私達の祖先が遺した貴重な文化財で、大事に保存すべきものであり、また郷土史研究になくてはならないものです。

そこで、市では専門家により、文化財保護調査会をつくつて、調査を行うことになりました。皆さんのお持ちになつている品を一度専門家に見てもらい、保存の方法を相談されるようお勧めいたします。

盆おどり講習会

教育委員会では、県と共催により、次のように盆おどりの講習会を開きます。是非参加されますようお勧めいたします。

①日時　七月二十九日午後一時より。
②会場　柏一小講堂。
③曲目　初心者向の各地の民謡、東北音頭など数曲。

どなたも多数御参加下さい。

お知らせ

柏市議会議員選挙

執行概要

告示　八月十九日　立候補締切八月二十四日まで

不在者投票期間　八月十九日より八月二十八日まで

氏名掲示のくじ　八月二十四日

補充選挙人名簿縦覧期間　八月二十四日より二十五日まで　八月二十六日同名簿決定　二十七日確定　登録申請は二十一日迄

補充立候補届出期間　八月二十五日より二十六日まで

選挙立会決定のくじ　八月二十七日

氏名掲示期間　八月二十六日より二十九日まで

選挙期日（選挙会）八月二十九日

供託金　一万円（法務局）供託者は単独立候補者又は推薦届出者、

供託関係については、最もわかりやすく手続の出来るよう選挙管理委員会で準備中です。立候補者及び運動員には注意事項を記載した冊子を八月一日を期し立候補予定者にお渡し出来るよう準備中であります。

今回の選挙の選挙運動の制限額（法定費用）は概算五七、四〇〇円です（前回選挙有権者数三二、八〇一名であり一名当り五二円五〇銭の三〇分の一）

昭和三十年八月二十七日執行時の有権者は二三、九四三名で投票率は八一、五パーセントで無効投票二九八票の好成績でしたが、今回の選挙執行に当つては、一段と公明選挙の推進と管理面に萬全を期して致したく選挙管理委員会では望んでおります。

納税は納期限までに納めましょう

固定資産税
2期分納期
7月31日

国民健康保険税
2期分納期
7月31日

官庁・団体だより

登記所から

最近印鑑や権利書の偽造不正使用等の事件が起りつゝありますから市民の皆様におかれては今後被害にかゝらぬよう特に左の点を御注意願います。

①重要な印鑑、印鑑証明、権利書等の保管を厳重にし絶対他人に渡さないこと。

②白紙委任状には絶対判をおさず委任状には内容を判然と記載し責任確実な代理人を選び必要以外の捺印をおさないこと。

③権利書を持つていても安心は禁物保証書でも登記ができます。

④保証人になる場合は慎重に本人内容を確認した上でなること。

⑤不審な点や疑問のあるときは、一応登記所に連絡し、又は登記簿の閲覧等をして確認して戴きたい。

電話柏三三三八番
有線柏一〇〇六番

社会福祉協議会より

日赤募金中間報告

昭和三十四年度日本赤十字募金は市内の各町会を通じてその募金方を依頼いたしましたが、六月三十日現在で既に目標額を突破するという成果を収めました。これはひとえに市民各位の深い御理解と御協力の結果であり心から感謝申し上げます。

目標額　三八九、三八〇円
実績額　四五六、四二三円
比率　一一七パーセント

私は広報

です。いよいよ市議会の選挙が近づきました。来月は早々に皆様のお宅をたづねますが私の選挙運動は公明選挙と棄権防止運動です。これからの四年間皆様の一番身近かな市政を担当してくれる方々を決めることですから、私も骨身をおしまず市内全戸をたづねる訳です。〃皆様公明選挙で〃

市政グラフ

（右下）

新生活運動指定地区
薬山町会にて
ハエ、蚊、駆除実施中のところ

（中上）

防火帯工事の現場
駅前通りと旧国道市役所通り両側に
巾11米総延長1481米（昭和39年まで）

（左下）

第10回成人学校開校式
10科目　参加人員約500名
開校 7月15日　終了 8月31日

柏市告示第27号

柏市財政状況の公表書

地方自治法第244條第1項の規程により、昭和33年10月1日より、昭和34年3月31日までの財政状況を公表いたします。

昭和34年6月27日

柏市長　濱嶋千代丸

柏市の台所はこうです

財政状況公表

財政健全化への道を

昭和三十一年度を底として

本市の財政は、昭和三十一年度を底として以来急速に立直り、健全化への道を辿りつつあります。財政運営の合理化が叫ばれ、国や地方団体（県や市町村）の一体となつた法的借置や指導努力などが実を結び、赤字の発生要因は除々に取除かれております。今后は、更に内容を充実し収支の均衡を保ち行政水準の向上を図つて、財政力をより強くし、住民負担の軽減、事業の重点主義、自己財源の増収を目標として市民の福祉向上のために盡したいと考えています。

起債（長期借入金）については、将来への負債として残すものでありますが、人口増加后による返済は住民個々の直接的な強い負担とはならないものと考えられるので、市民永久の利益となるような事業については積極的に確保に努めて、事業の推進を図るようにいたしたい。

特別會計については、独立採算を基本方針として経費を節減し合理化を図つて参りたいと思つております。

以下、一般會計、特別会計全般に亘つて市の財政状況を皆様に御披露し、御非判をいたゞきたいと存じます。

昭和三十四年六月二十七日　　柏市長　浜嶋千代丸

一般会計収入支出の状況

三月末における収支状況は、予算に対して収入が八七・四％支出が八二・四％で、前年同期の収入八二％、支出八〇・九％と比較すると何れも上昇している。

◇予算の追加更正

昭和三十三年度最終予算額は二七四、六〇〇千円で、当初予算二五三、五三七千円に対し、その割合は八、三％全額については二一、〇六三千円の増加となつている。

十月以降は六回の予算更正を行つたが、その主なものは次のとおりである。

第四回追加（十月十八日議決）

都市計画街路事業（駅前街路　東急新線防火帯）　一、八五〇千円

都市計画下水事業　一、三六〇千円

台風による災害復旧費　三、〇五〇千円

二中増築不足分　三、四八七千円

レントゲン車共同購入費　六〇〇千円

新農村建設綜合施設補助　八七二千円

その他　六、〇二六千円

計　一七、二四五千円

第五回追加（十一月一日議決）

市都費用　三〇〇千円

第六回追加（十一月十四日）

市役所倉庫移転　二〇〇千円

第七回追加（十二月二十二日）

諸手当　一、三八九千円

道路補修　五八八千円

災害復旧費　四〇〇千円

柏二中敷地　一、一二五千円

生活保護費　一、四〇〇千円

警察柔道場　六二〇千円

市營住宅不足分　八二〇千円

その他　三四千円

計　五、二五一千円

第八回更正（三月二十八日）

事業末完成見込額を減額　一二三九二千円

第九回（略）

◇収入支出の状況

収入総額は、前年の同期より五六、八九一千円多く、国有提供施設等所在市町村助成交付金、地方交付税、繰越金については予算に対し一〇〇％収入済である、収入率の著しく低い市債の一一、八％は例年のとおりであるが、収入が五月になるため、また国、県支内金についても同様である。

収入の約半分を占める税収は、都市計画税、軽自動車税（自転車荷税）を除いては、前年度に比し徴収率が向上している。また調定に対する収入割合は七九、四％で前年に対して一％の増加となつている。

支出についてみると執行率八〇％以下のものは土木費、健衛生、産業経済費、繰越金等であり、土木は事業の遅延、保育園は火葬場建築の翌年度への繰延、産業経済費は補助金の交付が五月になつたため、財産費、諸支出金等については、積立金、繰出金、給付金等、出納閉鎖期日になつて支出されるためである。

各款別の収入支出状況は、第一図に、投資的経費（主としたもの）を事業別にみると第一表のとおりです。

第1図　収入支出の状況（34.3.31現在）

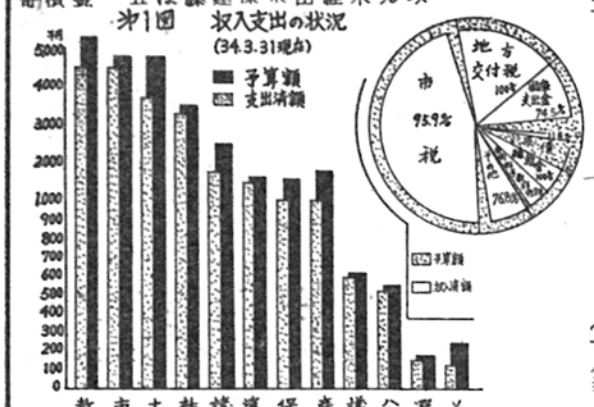

第1表　10月から3月迄に支出した投資的経費

庁舎増築	357千円
消防施設	1.023
道路新設改良	1.588
都市計画街路工事	1.073
〃　下水工事	3.551
〃　（負担金）	1.985
災害復旧事業	2.162
失業対策事業	6.954
柏三小移転工事	443
光ケ丘小校舎買収	8.731
柏二中校地購入	1.125
児童遊園地建設	22
市営住宅建築	7.228
法務局出張所建築	2.152

住民負担の状況

住民の市税負担

一人当りでみると、昭和三十二年度が二、二八八円、昭和三十三年度は二、四二四円で一三六円の増加となつている。税目別の負担は第二図のとおりである。

収入額を一人当りでみると、現年度二、〇〇七円、繰越分一六一円で計二、一六八円となり、前年度とくらべて一二一円の増加である。

その他市民の税外負担として、土木関係の受益者負担、消防指定寄附金があるが昭和三十三年度中の収入額の一人当り負担を示せば次のとおりである。

土木事業受益者負担金　三、八九四千円（一人当り六七円）

消防施設整備指定寄附金　八、七三四千円（一人当り一五円）

特別会計の収支

◇上水道事業

建設事業の概要

上水道建設事業は昭和三十三年度をもつて工事の完了をなす予定であつたが、諸種の事情により一部工事が未済となつたため残事業は昭和三十四年度の繰越し、昭和三十四年十二月末日を全事業の完了の目途とした。

経理状況の概要

上水道使用料の調定は、月平均五三六千円で一戸当りの水道料金は二四八円、三月末における水道使用料収入は六、一一六千円で調定に対し九五％であつた。水道総事業起債は総額一億三百万円で、昭和三十三年度末までに借入れたもの六九、〇〇〇千円、昭和三十三年度許可分のうち三四、〇〇〇千円は、昭和三十四年度中に繰越借入れる予定である。

昭和三十四年三月末現在

収入合計　三九、二四二千円（予算額に対し五二、三％）

支出合計　三四、九六四千円（予算額に対し四六、五％）

◇国民健康保険事業

事業勘定　保険税の調定額が前年度に比して急激に増加したためと医療費の値上げにかかわらず流行性の疾患がなかつたため、療養給付費が予算額に対して大巾に下回つた。また、新法の施行により療養給付費の二割国庫負担等で国庫支出金が増加する見込のため相当額の翌年度繰越金が出る見込である。

昭和三十四年三月末現在

収入合計　一七、七七〇十円（予算額に対し七五、七％）

支出合計　一六、二四一千円（予算額に対し六九、一％）

施設勘定　医師の更送、施設の老朽化により、利用者が固定せず軽疲患者のみのため平均日数が低く、診療収入が減少し経営単価が上昇した。現在の態勢においては経営の合理化は望むべくもなく、その赤字補塡のため繰入金一、〇〇〇千円を要している状態にある。

今後の直営診療所の経営については多くの問題をなげていると云えよう。

昭和三十四年三月末現在

収入合計　一、三一一千円（予算に対し六一、五％）

支出合計　一、八一〇千円（予算に対し八四、九％）

◇公益質屋事業

公益質屋の事業状況は、漸次社会的景気向上による影響と健全な事業運営等により、昭和三十三年度上半期の順調な伸張推移に比較し、やや横ばいの状況である。

昭和三十四年三月末現在

収入合計　四、一二九千円（予算に対し六九、六％）

支出合計　四、〇五九千円（予算に対し八八、八％）

◇有線放送事業

新市町村建設促進法による事業として施行した有線放送事業は、加入者数一、八三一通話、開始より三月までの使用料調定一、〇五三千円で、運営費二、九七二千円に対し一、九一九千円の赤字となつている。

収入は、八三三千円で調定に対し七九％で、水道と比較して著しく悪い。事業収入で経費を賄うためには、通話料について今后一層研究し事業の合理化、使用料の増収により運営して行かなければならない。

昭和三十四年三月末現在

収入合計　九、五五八千円（予算に対し五三、八％）

支出合計　一七、〇六八千円（予算に対し九六、一％）

◇土地区画整理事業

昭和三十三年度は、事業着手準備行者のうち評価員の選任を除く外はすべて決定した。

工事施行については、排水工事の一部に着手し、一方事業施行に対し一部土地所有者等により事業計画の修正意見の陳情があつたため、これが調整の必要上事業費の大部分を昭和三十四年度に繰越す結果となつた。

財産公債及び一時借入金について

市有財産は、昭和三十三年九月末に比し、土地は光ケ丘小敷地の住宅公団からの買収、二中敷地の購入等により六、四四六平方米の増加、建物は二中の増築、光ケ丘小の買収、市営住宅一棟二〇戸、及び同所共同浴場建築、旧福祉事務所の法務局出張所への増改築、倉庫の移転、柏公園内建物の寄附受入れ等により、二、二四七平方米増加した。

積立金については、利子繰入、電話増設による債券五、〇〇〇円の引受けによりそれぞれ増加している。

市債の本年度許可分五七、〇〇〇千円のうち、三月末までに借入れたもの水道六、〇〇〇千円、消防債二、〇〇〇千円、五月末までの借入見込のものは一三、〇〇〇千円、残額水道分三四、〇〇〇千円、火葬場建設分二、〇〇〇千円は事業繰延のため昭和三十四年度へ繰越すことになつている。

なお、水道事業債については、昭和三十二年度繰越の二四、〇〇〇千円は昭和三十三年度に借入した一時借入金は、資金繰の好転により本期間中は行はなかつた。

第2図　昭和34年3月31日現在

住民の市税負担の状況

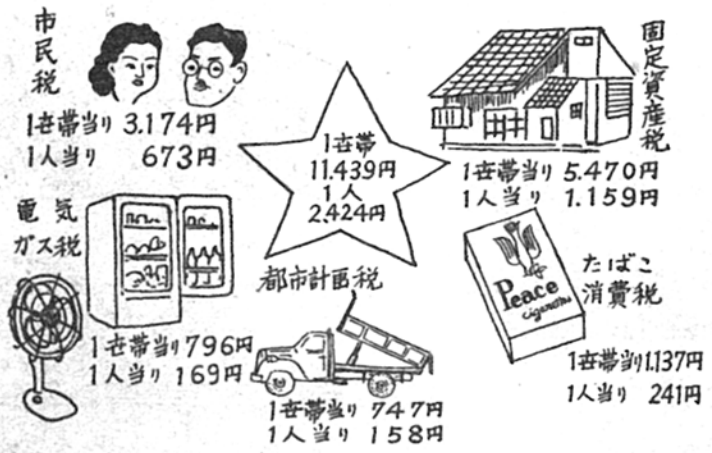

第2表　市有財産の現在高（昭和三十四年三月末現在）

土地

区分	地積
学校敷地	170.831
學校実習地及公民館指導用地	23.309
公共施設敷地	34.168
貸地（国及び県）	21.000
その他の土地　宅地	891
山林	2.370
原野	2.403
計	254.972m2

建物

区分	坪数
学校関係建物	80.981
庁舎及び公民館	1.874
市営住宅 教員住宅	3.496
保育園	845
診療所	449
その他	1.309
計	38.954m2